

以下は長崎県医師会報平成 27 年 9 月号の「400 字の素描」欄に投稿し、不採用になった原稿である。当たり障りのないよう書き直した原稿が採用されたが、当然ながら元原稿の方が筆者の言いたいことを率直に表しているので、ここに紹介する。

~~~~~

## 「非識別化」と「匿名化」は違う

厚労省に大坪寛子という医系技官がいる。医療事故調査制度の説明のためせつせと全国行脚している彼女は、悪質なごまかしで医療界をミスリードしている。この制度では、医療事故の院内調査を終えたら調査報告書を医療事故調査支援センターに提出する。但し、医療法施行規則第1条の10の4により、報告書は医療従事者等の識別(他の情報との照合による識別を含む)ができないように加工されなければならない。非識別化された報告書は個人が特定できないから訴訟に使えない。これこそがこの制度を責任追及から切り離すカギだ。だが、彼女は制度の説明をするとき、絶対に「非識別化」という言葉を使わない。「匿名化」すればいいというのだ。これはごまかしだ。非識別化と匿名化は違う。匿名化しても、他の情報との照合によって個人が識別されうるからだ。だから非識別化は容易ではない。発足したばかりの県医の院内調査支援委員会にとって、最も重要なのは厳密に非識別化された報告書の書き方を指導することだ。非識別化されていない報告書は、危険であるだけでなく医療法施行規則違反だ。そのような報告書が県医の指導のもとに作成され、訴訟や示談の材料にされたら誰が責任をとるのか。

諫早市 満岡渉